

## 「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」骨子に対する県民意見の募集

### 1 趣旨

県では、将来にわたり食の安全・安心を確保するため、基本理念を定め、県、生産者、事業者、県民の責務・役割を明確化するとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な施策を推進する上での指針となる「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」の制定に向けて、その骨子を取りまとめました。

この「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」の制定に当たり、県民の皆様から幅広くご意見を募集いたします。

県民の皆様から寄せられましたご意見につきましては、条例の制定に当たっての参考として活用させていただくとともに、ご意見の概要につきましても後日公表させていただきます。

### 2 募集対象案件

「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」の骨子

「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」骨子の概要

### 3 募集期間

平成23年11月3日から平成23年12月2日まで

### 4 提出方法及び提出先

別紙「意見提出用紙」により、電子メール、郵送、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

#### (1) 電子メールの場合

消費生活安全課メールアドレス [shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp)

#### (2) 郵送の場合

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1山梨県企画県民部 消費生活安全課あて

#### (3) ファクシミリの場合

FAX番号 055-223-1587

※電話でのご意見はお受けしかねますので、ご了承ください。

### 5 提出の際の留意事項

意見提出の際の使用言語は日本語を原則とします。他の言語での提出の場合は、日本語訳を添付してください。

提出に当たっては、提出される方の住所・氏名等連絡先（法人等にあつてはその名称及び所在地等）を明記してください。

### 6 ご意見の取り扱い

提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する県の考え方とともに公表いたします。

なお、住所・氏名など個人に関する情報は、公開しないことはもとより、他の目的で使用する一切ありません。

### 7 ホームページのご案内

資料の閲覧、ご意見の提出は山梨県のホームページからでもできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/gyoukaku/public/index.html>

### 8 お問い合わせ先

山梨県企画県民部 消費生活安全課 TEL055-223-1588

別紙

《意見提出用紙》

「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」骨子

○お名前又は団体名

○ご住所又は所在地

〒

○電話番号

○ご意見

〈該当箇所〉

〈意見内容〉